平成２１年（フ）第３８号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番41―６号　市営鶴岡団地
債務者　日高　義樹
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
北海道勇払郡安平町早来大町99番地28
債務者　黒沼　　暁
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１９０号
北海道苫小牧市字勇払34番地の８
債務者　末廣喜惠子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第９６８号
仙台市若林区六丁の目元町17番１―102号
債務者　室井　文彦
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字大豆沢63番地の２
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６６８号
千葉県市原市八幡1339番地の３
債務者　北　　久男
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８５号
千葉県船橋市南三咲１丁目１番19号
債務者　中館　里美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９２号
千葉県市川市原木１丁目18番26―204号　市川クローバーハイツ原木
債務者　中　　玲子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０１号
千葉県船橋市芝山１丁目40番８棟506号
債務者　三橋　朝光
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０２号
千葉県船橋市芝山１丁目40番８棟506号
債務者　三橋小夜子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７２６号
千葉県習志野市大久保４丁目14番22号　日陸桜台ハイツＡ202号
債務者　島谷　敏也
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７４７号
千葉県習志野市本大久保５丁目２番３―101号
債務者　高橋　剛弘
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５１号
千葉県市原市惣社４丁目５番地４　レオパレスさくら荘205号
債務者　番匠英吏子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７２号
千葉県市原市桜台１丁目４番地43
債務者　石田美智代
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７８号
千葉県市原市桜台３丁目25番地30
債務者　吉村　ふみ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３５号
石川県白山市寄新保町1247番地５　白望荘323号室
債務者　吉田　雄策
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７０号
金沢市駅西本町３丁目６番13号　田中ハイツ305号、従前の住所新潟県新潟市秋葉区滝谷町７番10号
債務者　安達　　高
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３２１号
長野県木曽郡南木曽町読書3319番地４
債務者　櫻本みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　長野地方裁判所松本支部